まちなか支援員募集要項

氷見市、氷見商工会議所、氷見市金融協会及び氷見市地域の団体で構成する氷見まちづくり協議会(以下「協議会」という。)は、まちなかの活性化を推進するため、まちなかへの観光客流入、創業・継業等の増加、賑わい創出を目指すエリアマネジメント事業の実施に当たり、中心的な役割を担うまちなか支援員を次のとおり募集する。

1 エリアマネジメント事業の概要

(1) 目的

まちなかへの観光客流入とまちなかでの創業・継業、賑わい創出に重点を置いた支援を行うことで、地域経済の活性化や魅力的な地域の形成によりエリア価値を高める。

(2) 主な事業内容

- ① まちなかでの創業・新規出店の支援によるエリア価値の向上
- ② 継業が実現可能な事業者の発掘による魅力的な事業承継の実現
- ③ まちづくりコミュニティの支援を通した自立したまちづくり体制の構築
- ④ まちなかの賑わい創出のためのイベントの実施
- ⑤ まちなか支援員の活動やまちの情報発信による地域の魅力発信
- ⑥ チャレンジショップ「break」の管理・運営

2 まちなか支援員の業務内容、応募資格、勤務条件等

(1)業務内容

- ① まちなかでの創業・新規出店の支援によるエリア価値の向上
 - ・ まちなかでの出店希望者及び創業希望者を氷見市・氷見商工会議所・氷見市ビジネスサポートセンターと連携しながら支援する。
 - まちなかの活用可能な空き店舗等の既存ストックを発掘する。
- ② 継業が実現可能な事業者の発掘による魅力的な事業承継の実現
 - ・ 既存店舗の商店主との信頼関係を構築し、今後廃業を検討している事業者に事業 承継の可能性を提案し、候補者を発掘する。
- ③ まちづくりコミュニティの支援を通した自立したまちづくり体制の構築
 - まちなかのプレイヤーや関係機関等と連携し、自立したまちづくりを支援する。
 - ・ 地元住民が実施する賑わい創出活動をサポートし、協働体制を構築する。
 - ・ 商店街エリアなどの既存店舗のまちづくり活動に係る指導・支援・育成及び商店 主、地権者との信頼関係を構築する。
- ④ まちなかの賑わい創出のためのイベントの実施
 - ・ 賑わいプロデューサーと連携し、まちなか及びチャレンジショップ「break」周辺 でのイベントを実施する。
- ⑤ まちなか支援員の活動やまちの情報発信による地域の魅力発信
 - ・ エリアマネジメント事業に対する理解を広めるためのホームページ「ひみ街物 語」やSNS、広報誌等を活用した情報発信を行う。

- ⑥ チャレンジショップ「break」の管理・運営
 - ・ チャレンジショップの出店者とコミュニケーションをとり、適切な管理・運営を 行う。
 - ・ チャレンジショップ出店者の新店舗出店のサポートを行うとともに、次期出店者 の募集を行う。

(2) 求める成果

まちなかでの新規出店数 10件

(3) 応募資格

- ① まちなかの住民、商店主や関係者との信頼関係を構築するための高いコミュニケーション能力を有し、まちなかの活性化に向けた事業を推し進める実行力のある人
- ② 性別、年齢、学歴は不問
- ③ その他
 - ・ 普通自動車運転免許を有し、自ら運転できる人
 - ・ 氷見市民又は、採用決定後に氷見市内に住所を移すことができる人
 - ・ 氷見市内で行われる二次審査(面接審査)に参加できる人
 - ・ パソコン、インターネットを活用した業務が可能な人

(4) 勤務条件等

- ① 契約関係
 - 契約形態は業務委託契約とする。
 - ・ 契約期間は、原則として1年(4月1日から翌年3月31日)毎の契約とする。 ただし、初年度に限り契約日から翌年3月31日までの契約とする。
 - ・ 初年度の契約日は令和4年7月1日を目途とするが、採用候補者と相談の上で決定する。
 - ・ 毎年の契約期間満了を目途に、協議会で業務評価を実施し、契約の継続の有無を 判断する。その際、契約内容を見直すこともあり得る。
- ② 就業形態
 - ・就業拠点:氷見市ビジネスサポートセンター (氷見市本町14番7号)
 - ・就業日数:原則週3~4日程度(月間14日間) 午前9時00分から午後5時00分までを基本とするが、イベントの開催 や出店希望者等の要望に応じて柔軟に対応するものとする。

③ 報酬

- 年間480万円(月額35万円・税込+成果報酬)
 - ※初年度は、採用月により減額となります。
 - ※成果報酬は、(2) 求める成果に基づき、一定の割合で最大60万円の支払い とします。
 - ※活動状況について、毎月実績報告をご提出いただきます。

3 応募方法、審査方法等

(1) 応募方法

所定の応募用紙を令和4年5月20日(金)午後5時まで(必着)に提出

① PCメールの場合

宛先: 氷見まちづくり協議会(氷見商工会議所内) まちなか支援員採用担当

e-mail: himi@ccis-toyama.or.jp

② 郵送の場合

宛先:〒935-0013 氷見市南大町10番1号

氷見商工会議所内

氷見まちづくり協議会 まちなか支援員採用担当 宛

留意事項:簡易書留郵便で送付すること。

- ③ その他注意事項
 - ・ 応募用紙に貼付する写真は、3か月以内に撮影したものを使用すること。
 - ・ 応募用紙のほか、令和4年4月1日以降発行の住民票の写し(個人番号の記載がないもの)を必ず添付すること。
 - 応募書類は返却しないものとする。
 - ・ 個人情報の取り扱いについては採用候補者の選考に利用するものであり、この目 的以外で利用又は他に提供することはしない。
 - ・ 審査の過程で提起された提案等については、今後の氷見市における産業振興策 に用いることがある。
 - ・ <u>応募にあたっては、取組みについて理解を深めるため、氷見まちなかグランドデ</u>ザインを熟読すること。 (氷見市HP参照)

(2) 審査方法

次の審査方法により採用候補者を決定する。なお、一次及び二次審査の審査内容等 に係る問い合わせには、一切回答しない。

① 一次審査(書類審査)

応募用紙により書類審査を行う。合否は原則として応募者全員に文書で通知する。

② 二次審査 (面接審査)

一次審査合格者について<u>氷見市内において面接</u>を行い、採用候補者を決定する。合 否は、面接審査を受けた全員に文書で通知する。

(3) 募集及び審査スケジュール (予定)

募集開始:令和4年4月28日(木)

募集締切:令和4年5月20日(金)午後5時必着

一次審査: 令和4年5月25日(水) 二次審査: 令和4年6月 3日(金)

勤務開始:令和4年7月1日頃を予定(採用候補者と相談の上で決定)

(4) 特記事項

今回の募集及び審査において、適当と思われる採用候補者がない場合は採用を行わず、再度募集し、審査の上、採用候補者を決定する。

4 応募・問い合わせ先

氷見まちづくり協議会

まちなか支援員採用担当(担当:福田・中尾)

〒935-0013 氷見市南大町10番1号 氷見商工会議所内

電話 0766-74-1200

e-mail: himi@ccis-toyama.or.jp